平成２２年（フ）第７９号
釧路市鳥取南８丁目８番３号、住民票上の住所釧路市昭和中央３丁目37番15号　ハピネスハイムⅢ１階Ｂ号
債務者　畠山　麻美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
釧路市星が浦北３丁目３番125号　205
債務者　永田　綾乃（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
静岡県磐田市向笠竹之内1242番地
債務者　金子　有生
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
静岡県浜松市東区市野町905番地の１　コーポ大浜Ⅲ　Ｅ号室
債務者　井藤　愼司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目11番29号、前住所静岡県浜松市中区野口町333番地　グリーンハイム野口107号
債務者　長谷川勝巳
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
愛知県安城市法連町11番地１　事業団住宅２―303
債務者　藤津　陽一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３０９２号
名古屋市中区富士見町13番19号
破産者　株式会社ティーコム
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２号
愛知県清須市朝日弥生171番
破産者　有限会社エム・エス・イー
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１号
名古屋市中区栄４丁目16番24号
破産者　有限会社データリンク
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
水戸市渡里町2738番地の１
破産者　有限会社ビックワン
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７号
茨城県鉾田市串挽1374番地の３
破産者　株式会社三原物産
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１０８号
栃木県大田原市小船渡65番地
破産者　綱川由利男
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第１０９号
栃木県大田原市小船渡65番地
破産者　任　　梅蘭
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１２０号
栃木県那須郡那須町大字湯本204番地
破産者　株式会社東山
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第１１８号
長野県飯田市上郷飯沼519番地２
破産者　天竜水道有限会社
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１５９号
長野県下伊那郡泰阜村2787番地
破産者　有限会社藤本建材
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２１号
愛知県岩倉市川井町高木23番地
破産者　有限会社カントリーズファミリー
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４４４号
岡山市北区問屋町12番地103
破産者　いづみ商事株式会社
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部